

令和8年6月19日提出

諫早市長の資産等の公開

標記について、次のとおりお知らせします。

日 時	令和8年6月30日(火) 午前8時30分～
場 所	諫早市役所本館4階 市政情報コーナー(総務部総務課正面)
内 容	「政治倫理の確立のための諫早市長の資産等の公開に関する条例」に基づき、諫早市長の「資産等補充報告書」、「所得等報告書」及び「関連会社等報告書」を公開します。 当該報告書は、令和8年6月30日(火曜日)午前8時30分から市役所本館4階市政情報コーナー(総務部総務課正面)で閲覧することができます。 ※ただし、諫早市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日は除きます。
イベントの場合	①開催の PR 希望 / ②当日の取材希望 / ①②両方希望
問い合わせ先	諫早市 総務部 秘書課 担当:樋口 電話番号:0957-22-1500(内線3420) E-mail:hisho@city.isahaya.nagasaki.jp
担当課	同上
備 考 (記事解禁日等)	記事解禁日 令和8年6月30日(火)

諫早市長大久保潔重の資産の概要

1 資産等補充報告書の内容

令和7年に新たに有することとなった資産等で、同年12月31日において有するもの
(政治倫理の確立のための諫早市長の資産等の公開に関する条例第2条第2項)

- | | |
|--|----|
| (1) 土地 | なし |
| (2) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 | なし |
| (3) 建物 | なし |
| (4) 預金(当座預金及び普通預金を除く。)
及び貯金(普通預貯金を除く。) | なし |
| (5) 有価証券 | なし |
| (6) 自動車・船舶・航空機・美術工芸品
(取得価格が100万円を超えるものに限る。) | なし |
| (7) ゴルフ場の利用に関する権利 | なし |
| (8) 貸付金 | なし |
| (9) 借入金 | なし |

2 所得等報告書の内容…令和7年の所得等

(政治倫理の確立のための諫早市長の資産等の公開に関する条例第3条)

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 不動産所得 | － 1, 9 3 7, 0 4 1 円 |
| (2) 給与所得 | 1 3, 6 4 2, 0 0 0 円 |
| (3) 雑所得 | 4 7, 1 2 3 円 |

3 関連会社等報告書の内容

令和8年4月1日において、報酬を得て就任している会社その他法人の役員等
(政治倫理の確立のための諫早市長の資産等の公開に関する条例第4条)

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 県央県南広域環境組合 | 管理者 |
| (2) 県央地域広域市町村圏組合 | 管理者 |
| (3) 長崎県土地改良事業団体連合会 | 理事 |

4 閲覧について

(政治倫理の確立のための諫早市長の資産等の公開に関する条例第5条及び諫早市長の
資産等の公開に関する規則第10条)

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 開始日 | 令和8年6月30日 |
| (2) 場所 | 総務部総務課(市政情報コーナー) |
| (3) 時間 | 午前8時30分から午後5時15分まで(閉庁日を除く。) |
| (4) 報告書の保存期限 | 令和13年4月30日まで(令和8年5月1日から5年間) |